

民法改正を踏まえた「各種カード規定」改正のお知らせ

1. 概要

今般、平成29年(2017年)5月に成立した「民法の一部を改正する法律」が令和2年(2020年)4月1日から施行されます。

民法には契約等に関する最も基本的なルールが定められており、この部分は「債権法」と呼ばれております。

この「債権法」については、明治29年(1896年)に制定されてから約120年間にわたり実質的な見直しがほとんど行われていませんでしたが、今回、「①社会経済の変化への対応を図るために実質的にルールを変更する改正」と「②現在の裁判や取引の実務で通用している基本的なルールを法律の条文上も明確にし、読み取りやすくする改正」が行われております。

改正債権法では、約款（定型約款）※に関する規定が新設され、定型約款の変更に関するルールが新設されます。

※「約款（定型約款）」とは

- ①ある特定の者が不特定多数の者を相手方とする取引で、
- ②内容の全部又は一部が画一的であることが当事者双方にとって合理的なものを「定型取引」とした上、この定型取引において、
- ③契約の内容とすることを目的として、その特定の者により準備された条項の総体。

つきましては、以下のとおり各種カード規定を改正いたします。

2. 改正日（適用開始日）

令和2年4月1日

3. 主な改正内容

規定名	「ICカード規定」
変更箇所	○「規定の適用」条項の一部追加（下線部を変更します） 18.（規定の適用） (1)（省略） (2) <u>この規定は民法に定める定型約款に該当します。当組合は、この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法の定型約款の変更の規定に基づいて変更するものとします。</u> (3) <u>前項によるこの規定の変更は、変更後の規定の内容を、店頭表示、インターネットその他相当の方法で公表し、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。</u>

規定名	「法人用ICカード規定」
変更箇所	○「規定の適用」条項の一部追加（下線部を変更します） 18.（規定の適用） (1)（省略） (2) <u>この規定は民法に定める定型約款に該当します。当組合は、この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法の定型約款の変更の規定に基づいて変更するものとします。</u> (3) <u>前項によるこの規定の変更は、変更後の規定の内容を、店頭表示、インターネットその他相当の方</u>

	法で公表し、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。
--	-----------------------------------

規定名	「J Aキャッシュカード（ローンカード）規定」
変更箇所	○「規定の適用」条項の一部追加（下線部を変更します）
	<p>18. （規定の適用）</p> <p>(1) （省略）</p> <p>(2) <u>この規定は民法に定める定型約款に該当します。当組合は、この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法の定型約款の変更の規定に基づいて変更するものとします。</u></p> <p>(3) <u>前項によるこの規定の変更は、変更後の規定の内容を、店頭表示、インターネットその他相当の方法で公表し、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。</u></p>

規定名	「J A法人キャッシュカード（ローンカード）規定」
変更箇所	○「規定の適用」条項の一部追加（下線部を変更します）
	<p>16. （規定の適用）</p> <p>(1) <u>この規定に定めのない事項については、当組合普通貯金規定、普通貯金無利息型（決済用）規定ならびに農協法人カードローン取引約定書、農協法人カードローン利用規定（ただし、当組合とJ A法人カードローン取引約定のある場合に限り。）および振込規定により取扱います。</u></p> <p>(2) <u>この規定は民法に定める定型約款に該当します。当組合は、この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法の定型約款の変更の規定に基づいて変更するものとします。</u></p> <p>(3) <u>前項によるこの規定の変更は、変更後の規定の内容を、店頭表示、インターネットその他相当の方法で公表し、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。</u></p>

規定名	「J Aカード（一体型）規定」
変更箇所	○「『本規定』の変更」条項の一部追加（下線部を変更します）
	<p>14. （「本規定」の変更）</p> <p>(1) <u>本規定は民法に定める定型約款に該当します。当組合は、本規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法の定型約款の変更の規定に基づいて変更するものとします。</u></p> <p>(2) <u>前項による本規定の変更は、変更後の規定の内容を、店頭表示、インターネットその他相当の方法で公表し、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。</u></p>

以上